

会 議 録

会議名(付属機関等名)	平成26年度 第2回 川西市子ども・子育て会議		
事務局(担当課)	こども家庭部 こども家庭室 こども・若者政策課		
開催日時	平成26年6月1日(日) 午後3時～午後5時		
開催場所	川西市役所 2階202会議室		
出席者	委員	農野委員 立花委員 中瀬委員 兼田委員 杉森委員 森友委員 南委員 大谷委員 和田委員 田中委員 正林委員 生安委員	
	その他	株式会社 名豊	
	事務局	こども家庭部長 中塚一司 こども家庭室長 山元 昇 こども・若者政策課 課長 井口俊也 主任 大島弘章 主事 天満あすか こども家庭部 参事兼児童保育課 課長 塚北和徳 子育て・家庭支援課 課長 佐藤陽子 教育振興部長 石田剛 総務調整室長 森下宣輝 学校教育室長 上中敏昭 教育振興部参事兼学校指導課長 若生雅史 学校指導課 主幹 福竹優子 学務課長 中西 哲 教育情報センター 所長補佐 山本由美子	
傍聴の可否	可	傍聴者数	25人
傍聴不可・一部不可の場合は、その理由			
会議次第	1.開会 2.議事 (1)統計データから見る子ども・子育てをめぐる、現状と課題について (2)地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」と「確保方策」(案)について (3)その他 4.閉会		
会議結果			

審 議 経 過

1. 開会（15：00）

【事務局】

定刻になりましたので、ただ今より平成26年度第2回川西市子ども・子育て会議を開催させていただきます。本日は、お忙しいところご出席いただきまして誠にありがとうございます。

なお、本日2名の委員からご欠席の連絡をいただいております。

本日の会議におきましては、半数以上の方のご出席をいただいておりますので川西市子ども・子育て会議条例第6条第2項の規定によりまして会議が成立していることをご報告申し上げます。

それでは、初めに資料の確認をお願いします。

（ 資料確認 ）

なお、当会議では会議録の作成を迅速また正確に行うためにICレコーダーによる録音をさせていただくことをご了承いただきますようお願いいたします。

では、つづきまして議事に移ります。ここからの議事の進行については、農野会長にお願いしたいと思っております。よろしくようお願いいたします。

2. 議事

（1）統計データから見る子ども・子育てをめぐる、現状と課題について

【会長】

では、議事に入らせていただきます。事務局から説明をお願いします。

【事務局】

資料1 子どもを取り巻く現状と課題【統計データとアンケート調査より】

に基づいて説明。

【会長】

事務局から説明のあったことについて、ご意見やご質問はありませんでしょうか。

【委員】

12ページの下の「平日の定期的な幼稚園、保育所等の利用状況」についてですが、幼稚園の1歳のところに3.3%、2歳のところに10.6%となっていますが、幼稚園で1・2歳というのはどういう数字でしょうか。

【事務局】

これはアンケートの回答を集計したものですので、本来ならば3・4・5歳のお子さんだけが入園して利用しているというのですが、園庭解放やその他の自主的な事業に参加している方がお答えになっ

たか、勘違いで記入されたものかもしれません。

【委員】

同じく 12 ページで家庭的保育ですが、1 歳で 1.1%、4 歳で 0.4% が利用しているとアンケートに回答いただいておりますが、川西市の家庭的保育事業の状況はどのようになっていますか。

【事務局】

家庭的保育事業は、本市が補助を行う、いわゆる児童福祉法に基づく事業の実績はありません。基本的に 0 歳～2 歳を対象にする事業でもありますし、この部分についてもアンケートに答えた方が利用する事業をこの家庭的保育事業と認識して回答されたものと推測されます。

【委員】

つまりベビーシッターや、派遣型チャイルドマインダーを利用している方が、家庭的保育事業と勘違いしている可能性が高いということでしょうか。あるいは、他の事業と勘違いされているということでしょうか。

【事務局】

小規模な保育所を以前「家庭的保育所」と呼んでいたこともありますので、その影響なども考えられます。

【会長】

さきほど事務局から、次世代育成支援対策推進法に基づく計画の策定と絡めて、追加するデータがあるということでしたが、子ども・子育て支援事業計画と、次世代の計画とを合わせた計画を作るということでしょうか。

この次世代育成支援対策推進法に基づく計画はもう少し範囲が広いと思いますので、平成 26 年までの後期計画を引き継いだものを作らなければなりません。母子保健・ひとり親家庭・教育環境も入れておられるかと思いますがその部分の引き継ぎも必要かと思いますが検討をしておいてください。

では、続きまして議題の二つ目へ移らせていただきます。

(2) 地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」と「確保方策」(案)について

【会長】

それでは、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

資料 2 地域子ども・子育て支援事業の利用希望(「量の見込み」と提供体制(「確保方策」)について(案)

資料 3 川西市子ども・子育て会議 ご提案集約シート

に基づいて説明。

【会長】

委員の皆さんからいただいたご提案、また傍聴者の方からいただいたご意見もありますので、事務局の方でしっかり認識をしていただきますようお願いいたします。

では、只今のところで、ご意見・ご質問はありませんでしょうか。

【委員】

資料2の3ページ目の 乳児家庭全戸訪問事業の実績では、平成25年度の対象家庭数が1,142件となっていますが、家庭訪問数は1,034件となっています。この理由というのは具体的にどのようなことでしょうか。

【事務局】

本来でしたら全ての家庭に訪問し、子育てに関するお話をお聞きするところですが、やはり連絡をとって訪問する中でどうしても会えないお子さんが出てきてしまいます。一度連絡をしてすぐにあきらめるのではなく、幾度となく連絡を取っているのですが会えないというのがこの数値の差です。逆に見ると、この会えない家庭の方がリスクを抱えている可能性が高いということもあります。そういった家庭については庁内で組織しています調整会議の方に取り上げまして、母子保健等、何らかの形で接触ができないかという努力をしており、対策を講じていますが、100%までは会うことができていないという状況です。

【委員】

全国でも問題になり市町村でも厳しい時間の中で、乳幼児健診を受けていない家庭の調査をしているところかと思いますが、ここで気になるのが今後の体制が従来と同様の2人の保育士でカバーできるのかということなのです。そのあたりで要保護児童対策地域協議会や民生委員児童委員と連携を取るだけで、十分にできるのかということが不安です。今後も2人体制ということですが、実態調査ができないところでそれでいいのか、また別の対策を取らなければならないのかについて市として検討された方がいいのではないのでしょうか。

【事務局】

ご指摘の通りで、児童虐待を未然に防ぐという色彩の強い事業であり、また専門的な知識を有した保育士がお訪ねし育児相談を受けるとのことですので、子育てに困難を抱えている家庭にとって有効な事業と考えています。専任での対応は2名ですが、この2人だけが孤立して対応しているということではなく、所管の子育て・家庭支援課には家庭児童相談員なども配置していますし、その他児童福祉・母子保健に関わる保健師などとも関わりながら、児童虐待の防止をはじめとする事業の目的を達成できるよう行っています。2人で足りるかどうかについては、議論のあるところですが、今後出生数が減少していくと見込まれる中では、事業の重要性は認識しているところですが、大胆な増員は難しいので協力

体制を取りつつ事業の効果を高められるよう努力していきたいと考えているところです。

【委員】

今後、厚生労働省・内閣府からこのあたりの対策をどうしていくのかという調査が出てくると思いますが、ここを強化すべきとか、市独自で特色のあるネットワークを組んでいくということも有るかもしれません。

今は確かに乳幼児の数が減ってくるからということですが、これにとどまらず今後の継続的な検討をする項目に入れていただきたいと思います。これは推移を見守っていく必要のある事業だと思います。

【委員】

それだけ大事な事でしたら、児童手当や乳幼児医療などと連携させて、これで接点を持たなければ手当などを受けられないという形にすれば、連絡も帰ってくるかと思えます。すべての家庭を訪問してということであれば、そういう対策も入れておいていいのではないかと思います。

【事務局】

ご指摘の通りでいろんな視点から会える人の割合を高めていくことは大切だと思いますが、連絡を返してくれなければ児童手当をお支払いできないということは少し検討が必要かと思えます。ご指摘いただいた視点も含めて、私どもが思いつかないご意見もあるかと思えますので、会えない家庭をできるだけ少なくできるよう検討してまいります。

【会長】

市の行政サービス成果表を見ますと、産後の保健・医療サービスに満足している母親の割合は平成 24 年度で 73.9%というアンケート結果が出ています。これまで県の保健所の事業であった未熟児の訪問事業という専門的なことも市の保健センターの事務になっています。これは保健センターの方の知恵と努力と専門性に掛っていますが年間 100 件近くが漏れているとなることは課題かと、また、乳児検診をどの程度受けているかということも併せて検討が必要です。この生後 4 か月までは親御さんがストレスを感じやすい非常に大切な時期であって、妊産婦健診から考えていかなければならないということで、確保方策の中身についても検討していただいた方がいいかもしれません。

【委員】

4 ページの地域子育て支援拠点事業のところですが、今後中学校区ごとに無いところに作っていくということですが、現在は公的なところで行っているものがほとんどですが、今後もこの方針ということでしょうか。預かり保育については民間園の方で提供体制を確保するという説明がありましたが、地域子育て支援拠点の方は公的なところだという考えでしょうか。

【事務局】

今現在の供給のうち、タブリエについては民間の保育所が開設をしていますが、それ以外は市立保育

所や市の施設で行っています。現在このように実施をしており今後中学校区への配置を検討する中で市立の施設が実施するかどうかも含めて白紙です。民間が実施する良さ、市立が実施する良さがそれぞれ有ると思います。児童福祉施設として一定の基準を確保しつつ、多様な主体からサービスが供給されることも大切なことと考えますので、今後検討させていただきます。

【委員】

地域子育て支援拠点事業のところ、8月から開設予定のアステ市民プラザについて具体的な事業内容を教えていただきたいということ、川西中学校区に集積しているということからセンター的機能をもつ施設の開設を検討するということですが、このイメージを教えていただきたいです。

【事務局】

アステ市民プラザ内6階の子育て支援ルームは、就学前、3歳までの親子を対象としています。駅からも近く雨に濡れずに来所できるということ、土日祝も開所するということが父親などの来所が見込まれ、家族のふれあいが期待できます。開所時間は10時～16時の間の5時間です。子育て支援相談員が常駐しています。また、子どもを遊ばせながら、子育て情報の交換や親同士のつながりができる場となります。立地としても、中央図書館が4階にありますので、読み聞かせ等の利用が見込まれます。

川西中学校区の事業の集積の件ですが、中央北地区の土地区画整理事業を進めている中に複合施設の計画があります。その中に川西こども家庭センターが入ることも含めて、子育て支援のセンター的な機能を持った施設を検討しています。その施設に地域子育て支援拠点事業が盛り込めるかどうかは流動的な要素はありますが、地域の子育て支援の核になるような施設になってくるかと思えますし、川西中学校区にあることから、このように書かせていただいています。他の中学校区から見ると、市の中心部ではありますが施設が集積しており、バランスを取るということも必要ですし、新しい施設を開設することも有りますのでこれを機に整理をさせていただきたいと考えています。

【委員】

同じく地域子育て支援拠点事業ですが、この8月からアステ市民プラザにできるということは素晴らしいことですが、駅から雨に濡れずに来所できるということは意義のあることだと思いますが、川西中学校区は4カ所になります、量の見込みを見ますと2万人くらいとなっており、5千人に1カ所となっています。現在でも3カ所あるということは、6千人に1カ所程度あるということです。例えば、明峰中学校区では6千人程度ありますが、現在拠点がなく開設が平成28年度の予定であり、緑台中学校区では3千人位ですが平成30年度、清和台中学校区では1万人以上見込みがありますが平成29年度までできません。

確かに川西中学校区は市の中心部なので、ニーズも高いことから4カ所あることはいいのですが、なぜこのようにアンバランスになっているのか、またなぜ平成27年度にニーズにお応えして整備するので

はなく、各年度にずれ込んで開設するという計画になっているのか教えていただければと思います。

【事務局】

各中学校区への整備ということについては事務局でも悩んだところですが、確かに量の見込みを見ますと各地区でばらつきが出ていますし、年次的な整備についても計画期間の後半にかけてということになっています。現在の利用状況と比べましても、まずは各中学校区に最低でも一つ作っていききたいということ優先したところでもあります。具体的にはこの計画は毎年度ローリングしていきますので、アステ市民プラザで開設しましたらその利用状況や出張プレイルームの状況を見ながら計画の見直しをしていきます。向こう五年間の目標としては各中学校区に作っていききたいと考えています。明峰中学校区に平成 28 年度に開設を予定していることは、清和台においては現在出張プレイルームを開設しているということもあり、緑台中学校区においては量の見込みが少し少ないことも有ります。まずは明峰中学校区とし、その後まったく開設の無い清和台中学校区、最後に緑台中学校区として数値を入れているところです。まずは、中学校区に一つずつということを検討課題とさせていただいているということです。

【委員】

今、出張プレイルームの事を話されましたが、一時的に月 2 回開設するということであって常駐で子育て相談ができる訳ではないので、それを子育て支援拠点事業として認めて、そこで十分に対応できることから後にしてもいいことにはならないのではないのでしょうか。つまり子育て支援拠点事業は、もちろん交流も大事なことですが、育児相談を平日にできるということが前提になっているのではないのでしょうか。出張プレイルームはあくまでも補助的なものなのでそれがあれば後回しにしていいことにはならないと思います。逆に中学校区ごとにあるということは大事ですが、他の中学校区においては 1 万人以上の量の見込みがあるのに 1 か所しかないというアンバランスが出てきますので、このあたりもう少し検討が必要ではないかと思いますがいかがでしょうか。

【事務局】

優先順位をつけるときに、どこから先に手を付けていくかということですが、明峰・清和台・緑台中学校区に数値を入れています。明峰中学校区においては、おそらく 6 千人ほどニーズがあり恐らく現在は川西中学校区の施設を利用されているかと思いますが、出張プレイルームも開設していないことありますので、平成 28 年度に数値を入れさせていただいています。清和台中学校区について出張プレイルームは行っていますが、ニーズが高いということもあり平成 29 年度に、緑台中学校区のニーズは比較的少ないですが整備ができていないことから平成 30 年度に整備とさせていただいています。早い時期にすべてのところで開設することが理想ではありますが、コストもかかってくることで、整備を行いながら状況を見ていきたいというところもあります。今現在はこの 3 中学校区には施設がないということですから、別の中学校区の施設を使うか、利用をあきらめているかということですが、施設があると

ころにおいても満員で利用をお断りしているという状況ではありません。開設すれば近くの方がたくさん来ていただけることが予測されますが、少なくともこの5年の間に各中学校区に1か所ずつ開設することを目標にし、状況を見ながら必要な数を確保していきたいというところです。

【会長】

この出張プレイルームの利用状況は平成24年度に3か所で1,408人となっています。このあたりコストもかかることですが充実していただきながら、多田中学校区ではアップルで年間5千人を超える利用があることです。その他の中学校区でも出張でカバーできることがあればいいかと思います。

【委員】

明峰中学校区で平成28年度からというともうすぐの話だとは思いますが、どのような形で確保方策を考えているのか具体的な形について教えていただきたい。

【事務局】

平成28年度は再来年度にあたり、基本的には市が実施をするというのが原則ではありますが、委託もすることができますので、民間の保育所や幼稚園という可能性が考えられます。お答えとしては、決まっていませんということにはなりますが、実施の手法としては市が直営または、保育所や幼稚園に委託をするということが考えられますので、中学校区内においてふさわしいところを選択いたします。

【会長】

いろいろとご意見を頂きましたがよろしければ、その他の案件に移らせていただきたいのですがよろしいでしょうか。またご提案シートもありますのでご記入いただければと思います。

(3) その他

【会長】

それでは事務局から説明をお願いします。

【事務局】

資料4「子ども・子育て支援新制度関係条例について」

資料5「子ども・子育て支援新制度関係政省令資料 国が定める設備及び運営に関する基準の概要

資料6「子ども・子育て支援新制度関係条例制定スケジュール(案)」

資料7「子ども・子育て支援新制度関係政省令資料」

に基づいて説明。

【会長】

今回の新制度の関係条例についての説明を頂きましたが、条例ですので最終的には市議会で決まるといふかたちですが、最近の流れとしては利害関係者の方の意見もお聞きするということですので、委員

の方の意見も聞き、パブリックコメントで市民の方の意見も聞くということを予定しています。条例案は9月議会に上程するというので、7月の子ども・子育て会議で条例案が出てくるということですから、具体的な議論ができるかと思います。現時点で何かございますか。

【委員】

パブリックコメントが6月中旬からということですので、この時期には案ができているということですね。この子ども・子育て会議では7月の会議で示されるということですが、委員にもパブリックコメントで公表すると同時に配っていただきたい。事前に読みこなすということが必要ですので、これは可能でしょうか。

【事務局】

パブリックコメントを実施すると同時に、委員の皆様にもその内容についてお知らせいたします。パブリックコメントの手続きに則ってご意見を頂いても結構ですし、7月の会議でご議論いただいても結構です。

【委員】

条例の資料4についてですが、この中で従うべき基準、参酌する基準とありますが、従うべき基準というのは最低限の基準だと捉えています。この会議の中で一年近く論議になっているのは質をいかに高めていくかということです。国が定めた基準によって家庭的保育者の養成研修が行われています。この家庭的保育事業にしても小規模保育事業にしても居宅訪問型保育事業にしても、市が定めた研修を受ければ保育士でなくても構わないということになっています。川西市は保育士資格のある人でなければ認めないということであればいいのですが、他の市町村で保育士の資格を持たない家庭的保育などで事故が起っています。それを防ぐために国の最低限の基準ではなく、質を高めるための基準を講じなければ、これまでの二の舞になってしまいます。このことを含めて条例を作っているのか、国が示している従うべき基準だけでいっているのか、そのあたりが気になるところです。このあたりをしっかりと議論していかなければいけないと私は思います。

それに次回の会議で副会長が出席できればいいのですが、会長と副会長がそろわない中で議論し、条例作りを進めてしまうというのは心配です。

【事務局】

副会長は、次回出席されます。

今言われたことなど、皆様のお考えがあると思いますので、パブリックコメントを行って意見を踏まえまして、執行機関として議会に上程させていただいて判断を頂くという形になります。

【会長】

厚生労働省が、小規模の保育施設での死亡事故を受けて公表していますが、年間多くて20人前後亡く

なっています。0、1歳のお子さんが寝ている間とか、幼児が食事中に喉を詰まらせたりが多いようですが、職員の方の専門性の確保が大事だろうと思います。

会長、副会長と言いましても委員の一員ですので、やはり市民委員や事業者のご意見を聞かなければならないと思います。

【委員】

パブリックコメントはどのように求めて、周知されるのでしょうか。

【事務局】

パブリックコメントの実施方法は、条例・規則に定められていますので、これに基づいて行います。具体的には条例案をまとめた条例（案）要綱を作成・お示しし、ご意見を頂きます。ご意見の提出方法では、電子メール・ファクス・市ホームページのお問合せフォーム・郵送からでも結構です。この条例（案）要綱を公表する場所ですが、市役所、公民館などに配置しまして、ホームページで公表いたします。

【委員】

市のホームページは、パソコンなどがないと見られません。公民館も行かなければ見られません。広報誌も子育て中の方が隔々まで読むとはわかりません。やはり幼稚園・保育所・小学校などで周知しなければ、子育て中の保護者のニーズを吸い取れないのではないのでしょうか。そこまで周知してパブリックコメントを求めていく形をとる方がよりニーズを聞けるのではないかとということで、提案したいと思います。

【会長】

市民の方が条例を読み込むということは大変だと思いますので、幼児教育・保育の専門の方が読み込んでいただいてパブリックコメントに反応していただくということも必要かと思います。

【委員】

いつも会議に出席させていただいて、的確な意見が言えているかいつも反省しており、また疑問に思うのですが、こういった議論が本当に取り入れていただいて子育て事業に役立っているのかということが不安に思っています。このことが結果になって参加していたと思えるのかどうか。資料を読むのに一時間かかって、残りが議論です。提案シートもなかなか出せていなくて。今、半分以上の資料をもらって、難しくて私に意見が言えるかなという思いで、これが川西市の子育てに役立つのかなと思うと不安になります。これがパフォーマンスではなくて、子どもたちのために役立つのかということが一度聞きたいです。

【事務局】

事務局としましても、膨大な資料を事前にお送りできればと努力をしているのですが、国の子ども・

子育て会議も終盤にかかっていますが、まだ政省令も提示されていないものもあるという状況です。今回の資料についても、官報というものがあここで国の政省令を公表します。この官報というのが、字も小さくて縦書きで非常に見づらいものです。今回の資料も、この官報のコピーでということもできたのですが、見づらいので作り直しております。また、法令用語というのは我々行政に携わっている者でも読み解くのに苦労しますので、内容を損なわない程度にわかりやすくして作らせていただいております。これを見ておりましても少し不備なところはありますけれども、そこは官報を見ていただくこととなります。また、パブリックコメントを正式に実施する段階では、このようなことの無いよう努めさせていただきます。

また、提案シートで頂いている内容や、本日の地域子育て支援拠点事業についても、平成 27 年度から全中学校区でできないかということも、素直に市民の方からの意見ということでお聞きさせていただいておりますが、現実的に計画を作る上ではやはり財源のことも有りますし、現在の供給量とニーズの差を平成 27 年度に 100%対応しますという計画がはたしてどれだけ責任を持てるかということも有ります。国の動きも見ながら、事務局として提示できる計画を、委員の皆さんにお示ししているというところ です。

また、2 時間の会議の中で、大半が資料の説明になっているところは反省するところもありますが、やはり数字や制度の説明を抜きでは、その制度の本質をとらえていただけていない中で、新制度への色々な立場からの意見が先走ってはいけないので、十分説明する時間を頂いているというところ です。

今回の子ども・子育てに係る制度設計は、国で初めてといっても過言ではない大きな転換点になっていくと思います。そういったことからこども家庭部や教育委員会からこれだけの職員が参加させていただいております。川西市の子どもたちの将来を明るくしたいということは、皆持っております。大小抱える課題点がありますが、新制度をできる限り良い制度としたいと思っていますので、計画書のボリュームはかなりのものになるかと思いますが、委員の皆さんの意見を少しでも反映できるよう努力していきたいと思っております。

【会長】

国の子ども・子育て会議では、国を代表する専門家の方が議論されていますが、市民委員の素朴な疑問は本質をついていると思います。このように難しいものを前に意見が言えるのか、役に立っているのかということですが、私たちも同じように感じています。なぜそう感じるのかというと、事務局の言ったように大きな転換点になります。今後先の見えない中で、制度を実態に合うようなことで考えたのですが、まだまだ、私たちが見ていて首をかしげたくなることも有ります。これをどのように修正を計りながら持っていくかというスタートラインだと思います。今言っていた意見は、議事録に残りますし、貴重なご意見になると思います。将来このように市民の方がこういう会議に参加しいろんな

意見を言ったものが、最終的に議会で決まりますが、今後市民の方と一緒に、手を携えなければならない場面が出てくるかと思います。

【委員】

さきほどからパブリックコメントが6月の中旬から公開になるということで、それと同時に条例案を目にするとということですが、今日条例案が出てくるのかと思っていました。これはパブリックコメント公表と同時でないと、子ども・子育て会議の委員も目にできないということは決まり事があるのでしょうか。

【会長】

私の知っている範囲では、条例案のパブリックコメントを実施し、終わっている市もあります。平成27年度の4月から新制度を始めるということからさかのぼると、この秋には意見を聞いたうえで条例を固めていかなければならない。スケジュール的なことを考えた中で、市の条例案を子ども・子育て会議で審議して、パブリックコメントを行うという市も有るかもしれませんが、同時進行している市もあります。

【委員】

いろいろあるかと思いますが、先ほど委員が本当に役に立てているのかということを確認した意図というのは、ここでの意見が条例案に反映されていくのだろうか、もう少し時間を掛けながら確認をしたいということではないかと思って聞いていました。資料は難しいですが、努力していただいてわかりやすくしていただけて、これを条例案と照らし合わせて見られると思いますが、その条例案が子ども・子育て会議の中で一番大事になってくると予測しながら会議に出ていたのです。もう6月中旬にパブリックコメントが公開され、市役所・公民館や先ほどの意見を反映して保育所や幼稚園においていただけるかと思いますが、条例案に対して意見が言えないという印象を受けました。

【事務局】

今回定める条例というのは、国が定める政省令に従うべき基準や参酌すべき基準があり、市が独自に何も無いところから作るのではなくて、国が基準や考え方、ひな形を示しています。条例案がないので、わからないというのではなく、この資料を読んでいただいたら条例の基を読んでいただいていると考えていただけて結構です。

【委員】

では、川西市が作る条例案は、ほぼ国の示しているとおりのことですか。

【事務局】

ベースはこれになります。

【委員】

さきほど委員が言っていた通り、従うべき基準というのは最低限の基準だという中で、1年近く議論してきたことは教育・保育の質を高めるために皆さん意見を言ってきたと思います。そこに従うべき基準であっても川西市独自の基準としてここには予算を充てようということがあるのだと期待しています。条例案を見ながら皆さんと意見交換をしたいと思っていました。

【事務局】

これをまず読んでいただいて、具体的には従事する職員の資格や子どもの数に対して何人つくかということについても政省令が基になりますので、まったく次元の違うことは技術的にはありません。政省令を読んでいただいて、資格は全て保育士がいいと感じられたら、ご意見としていただければと思います。条例案がないから意見が言えないということではないと思っていただければと思います。

【委員】

携わっている市の職員の皆さんが、今までの会議の質を高めましょうという話を聞いて、川西市はここを強化しようとか考えていただいたものを条例案として出していただけると考えていいのですね。

【事務局】

この政省令を基にパブリックコメントや子ども・子育て会議の委員の皆さんの意見を頂戴し、議会には執行機関としての考えを加味して、条例案を提出させていただくという作業のスタートになったということです。今回の会議の場では、まだ条例案をどうするということは言える段階ではありません。

【委員】

委員がおっしゃっていることを踏まえれば、委員に条例案をお知らせいただく際に、条文などは読み慣れていませんので、国の基準に市では独自に基準を足しているとか、盛り込んでいるということを別紙で説明できる資料をつけていただければ、どこがより質の高いところ、国の最低限の基準でやっているところがわかると思います。パブリックコメントの時も同じでいいと思いますが、どのように違うのかわかりやすく説明頂ける資料を作っていただくというのはいかがでしょうか。

【事務局】

検討させていただきます。

【会長】

この政省令での参酌すべき基準というところについて、市として参酌する、しないということを見ながらチェックするということになると思います。もっと言えば、参酌しないというところでも表現が抽象的なところがあり、例えば子どもに関わる方の研修がどのようなものか書いていないです。また、医薬品をどの程度管理するかということ、例えばエピペンを必ず置くという細かいことは書いていません。そういうことも含めて意見を言わなければならないと思いますが、少なくとも参酌すべきというところについて意見をいえたらと思います。では、事務局から連絡事項等をお願いします。

3. 閉会

【事務局】

川西市子ども・子育て会議委員ご提案シート（委員）は、6月13日（金）までに事務局へご提出ください。川西市子ども・子育て会議意見ご提出シート（傍聴者）は、6月13日（金）までに事務局へご提出ください。

次回の川西市子ども・子育て会議は、7月3日（木）午後4時から開催いたします。

以上をもちまして、第2回川西市子ども・子育て会議を終了させていただきます。本日はありがとうございました。